

公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	新潟市會津八一記念館		
管理者名	公益財団法人會津八一記念館	指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日
担当課	新潟市文化スポーツ部文化政策課		
所在地	新潟市中央区万代3丁目1番1号 新潟日報メディアシップ5階		
根拠法令			
設置条例	新潟市會津八一記念館条例		
施設概要	設置：昭和50年4月（平成10年6月 市へ寄贈） （平成26年8月1日 中央区西船見町から現在の所在地へ移転） 施設規模：鉄筋コンクリート 428.58㎡ 施設内容：展示室、館長室、会議室、事務室、レクチャールーム、収蔵庫 観覧料：一般500円、大学生300円、高校生200円、中学生・小学生100円 （特別展を除く。）		

施設設置目的	
會津八一の作品、遺品等を収集し、保管し、及び展示することにより、會津八一の業績を顕彰するとともに、市民文化の向上に資するため。	
管理・運営に関する基本理念、方針等	
會津八一の遺墨・遺品・著書をはじめ會津八一に関する資料を調査研究し、文化・芸術など学芸に残した業績を伝え、広く後学の研究と鑑賞に供し、郷土新潟の文化振興とともに、我が国の教育・学術の興隆に寄与する。 （公益財団法人會津八一記念館定款第3条抜粋）	

視点	評価項目	評価指標	実績	評価※	評価コメント※
市民	基準利用者数の達成	観覧者数年間7,000人以上			
	広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページアクセス件数年20,000件以上 ・各種メディア・SNS等の活用 			
	各種サービス満足度	観覧者アンケート「展示」に対する評価「よかった」以上が85%以上			
		観覧者アンケート「接客」に対する評価「普通」以上が85%以上			
	苦情・要望に対する対応	苦情・要望には速やかに対応			
	設置目的に合致したサービス提供	文芸講演会の実施件数を年5回以上			
		校外学習の受入件数を年20回以上			
アウトリーチ活動の実施件数を年4回以上					
その他	観覧者に占める大学生以下の比率が10%以上				
財務	管理運営経費の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料を年度協定額以下 ・経費縮減に向けた取組の実施 			
	市の歳入の増加	観覧料収入を年間2,500千円以上			

業 務	業務仕様書等に定める事項の遵守	業務仕様書等に定める事項の遵守			
	安全責任者の配置と安全確保体制の確立	緊急時連絡体制の確立			
	事件・事故発生時の対応の適切さ	緊急時マニュアルの整備及び消防訓練等の実施			
	日常連絡の適切さ	月次報告書を翌月 10 日までに提出			
	事業計画・事業報告の適切さ	事業報告書を翌年度 4 月 30 日までに提出			
	改善勧告時の対応の迅速さ・適切さ	改善勧告等を受けた場合は、速やかに対応する			
	運営方針、事業目標に対する自己評価の有無	事業ごとに運営・経営面からの評価を行い、経営に役立てているか。			
	運営方針を実現するための経営戦略の有無	市と定期的にミーティングを行い、経営戦略の見直しに取り組んでいるか。			
	当該施設の管理に係る関係法令の遵守	・コンプライアンス研修の実施 ・個人情報保護の取組を適切に行うこと。			
	守秘義務の徹底	守秘義務違反に該当する問題が生じないこと。			
	専門性の高い人材の配置及び育成	学芸員を常時 1 人以上配置するとともに、専門性に優れた育成を行うこと。			
人 材	配置人員のミッションの理解度とスキルの習得度	職員業務研修の実施（1 人あたり年 2 回以上）			
	労働基準の充足	・労働基準違反に該当する問題が生じないこと。 ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に取り組むこと。			

【評価基準】

A：要求水準（評価指標）を達成し、かつその達成度・内容が優れている

B：要求水準（評価指標）が達成されている

C：要求水準（評価指標）が達成されていない

※ 評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。（評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。）

指定管理者記載欄（アピールしたい事項・未達成項目への改善策等）

--

所 管 課 に よ る 総 合 評 価 （ 所 見 ）

現地調査日：令和 年 月 日

--